

2021年度

S 5

小 論 文

2月25日(木)
【前期日程】

情 報 学 部 (情報社会学科)

9 : 30 ~ 11 : 30

注 意 事 項

試験開始前

- 1 監督者の指示があるまで、問題冊子、解答用紙、下書き用紙に手を触れてはいけません。
- 2 監督者の指示に従って、全部の解答用紙(2枚)に受験番号を記入しなさい。

試験開始後

- 3 この問題冊子は、8ページあります。はじめに、問題冊子、解答用紙、下書き用紙を確かめ、枚数の不足や、印刷の不鮮明なもの、ページの落丁・乱丁があった場合は、手をあげて監督者に申し出なさい。
- 4 解答は、すべて解答用紙に記入しなさい。(下書き用紙と間違わないよう十分注意してください。下書き用紙は採点対象となりません。)
- 5 文字数制限のある解答用紙の記入については、下記の点に留意すること。

・書き出し・改行後は、一マスあけない。 ・句読点なども1文字と数える。 ・英数字は一マスに2文字入れてよい。
--
- 6 問題は、声を出して読むてはいけません。
- 7 配点は、比率(%)で表示してあります。

試験終了後

- 8 問題冊子と下書き用紙は、必ず持ち帰りなさい。

1

図1～図6は浜松市の人口統計に関するグラフである。図1は浜松市の総人口の推移を、図2は浜松市の年齢3区分別人口の推移を、それぞれ示している。図3は浜松市の若年層の転出入状況を年齢別にまとめたものである。図4は浜松市民の地域別転出超過数(転出者数と転入者数の差)を示している。図5は浜松市の外国人人口の変化を、図6は浜松市在住外国人の浜松市における通算滞在期間を、それぞれ示している。

これらの図を参照しながら、浜松市の人口構成や人口動態について説明しなさい。さらに、そこから浮かび上がる浜松地域の社会的課題を指摘しなさい。(600字以内)

(配点40%)

著作物引用のため非公表

(出典) 浜松市「住民基本台帳による人口と世帯数」

著作物引用のため非公表



図2 浜松市の年齢3区分別人口の推移

(出典) 総務省「国勢調査」(各年)

著作物引用のため非公表

図3 浜松市の若年層の転出入状況(2019年)

(注) 純移動者数=転入者数-転出者数

(出典) 総務省「住民基本台帳人口移動報告」(平成31年・令和元年)

著作物引用のため非公表

図4 浜松市民の地域別転出超過数(2019年)

(注) 転出超過数=転出者数-転入者数

(出典) 浜松市「令和元年 浜松市の人口／第6表 前住地・転出先別転入・転出者数」

(元資料) 総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告年報(基本集計)」(2019年)

著作物引用のため非公表

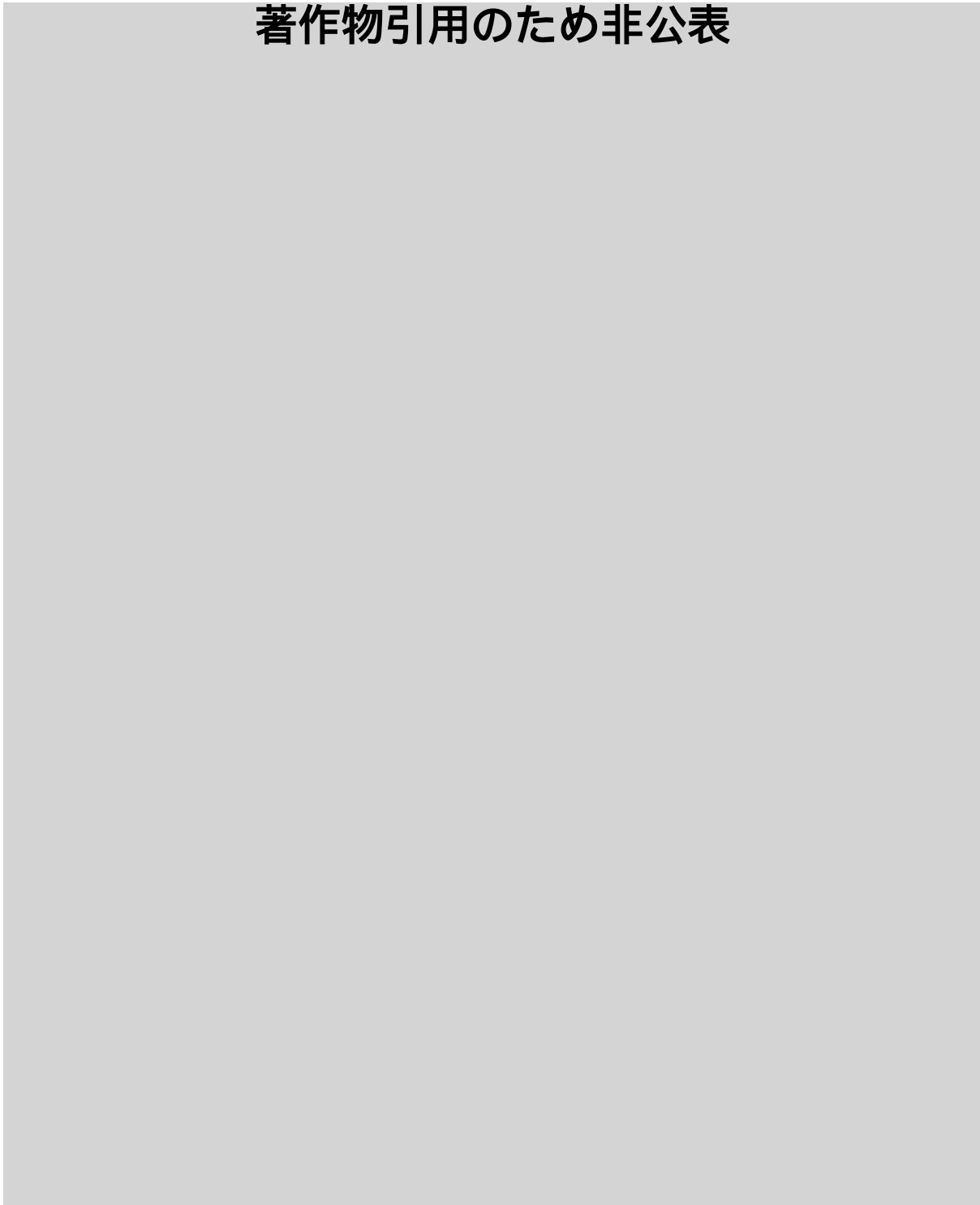


図6 浜松市在住外国人の浜松市における通算滞在期間(2018年時点)

(出典) 浜松市『浜松市における日本人市民及び外国人市民の意識実態調査報告書』
(2018年), 68ページ

次の文章は『AIの時代と法』（小塚荘一郎著，岩波新書，2019年）の一部です。よく読んであとの問いに答えなさい。なお，問題作成のために文章を一部改変しました。

（配点 60 %）

アメリカの憲法学者ローレンス・レッシング教授は，1999年に『コード』という書籍を出版し，その中で，技術的な規格（コード）が，法律上で保障されているはずの権利とは無関係に，ルールを作ってしまうと指摘した。「コードが法に代わる（Code is law.）」というフレーズは，その問題を端的に指摘する表現であった。当時は，インターネットが一般に普及し始めた時期であり，レッシング教授の関心は，とりわけ，インターネット上の著作権に向けられていく。著作物の利用は表現活動の中で問題になるので，特にアメリカでは，著作権制度が憲法上の表現の自由と関係づけて理解されている。しかし，たとえ憲法上の権利があろうとも，技術的にできないことは，インターネット上では実現されないのである。

レッシング教授の提起した問題は，日本でも，DVDレコーダーの技術規格をめぐって顕在化した。2000年代まで，DVDレコーダーには，テレビ番組などのコンテンツの著作権を保護する目的で，「コピーワンス」と呼ばれる技術規格が採用されていた。この規格の下では，放送コンテンツの複製は1回しか許されない。テレビ番組を当時のDVDレコーダーで録画すると，DVDレコーダーのハードディスクに録画された時点で1回の複製とカウントされ，それを別のDVDに複製すること（ダビング）ができなかったのである。データをDVDに移すこと（ムーブ）はできたが，ムーブを実行すると，ハードディスク上のデータは消去されてしまう。その点をわかりやすく説明するたえとして，「録画したテレビ番組を見たら面白かったので，単身赴任中の家族にも見てほしいと思い，DVDにコピーして送ると，元の家庭ではその番組を見返すことができなくなってしまう」と言われた。

実際に，録画したテレビ番組をさらにDVDにコピーするニーズがどの程度あったかはともかく，そもそもテレビ番組のコピーDVDを大量に作って儲けようとするわけではなく，家庭内で楽しむ行為についても，あらかじめ決められた規格のために，消費者は不自由を強いられていた。これは，まさに「コードが法に代わる」という現象であったと言えよう。たまたま，2000年代の終わりに，地上波^①テレビ放送のデジタル化が行われることが決まり，デジタルで製作された放送コンテンツの録画に関して，新しい技術規格を決める必要が生じた。デジタルのコンテンツは，コピーしても画質や音質が劣化しないから，放送がデジタル化されるとコピーによる著作権侵害は一層起りやすくなるが，そのことだけを念頭に置いて複製をまったく許さない技術規格を定めると，技術規格が家庭内の複製行為にまで過剰に介入するという問題が残ってしまう。問題を重く見た政府は，審議会などでこの問題をとり上げ，現在の「ダビング10」という規格が採用されたのである。「ダビング10」は，ハードディスクからDVDなどへの複製を9回まで認める（10回目は「ムーブ」になり，実行するとハードディスク上のデータが消去される）という規格である。著作権の重要性に加えて，テレビ放送という

公共的な制度とも関係していたことから、政府が、いわば仲裁者として技術規格の設定に介入したのであった。

(中略)

「コードが法に代わる」という表現は、レッシング教授が最初に提起したときには、デジタル技術によって法が潜脱^(註)されるというマイナスのニュアンスを持っていた。しかし、社会の隅々までがすべて法によって規律されているというイメージは、一つの虚構にすぎない。このことは、日本社会と日本人の行動をめぐって、過去に何度も議論されてきた。

1967年に岩波新書の一冊として出版された『日本人の法意識』は、この問題を語る際には、必ず触れられる書物である。著者の川島武宜博士は、東京大学の民法の教授であった。川島博士は、当時の日本社会のさまざまな事例を調べたうえで、日本には、近代法を受け入れる以前の伝統社会の行動様式が根強く残り、近代法が前提とする「個人」の権利という意識が十分に浸透していないのではないかと問いかけた。『日本人の法意識』は、部分的にはあるが英語にも翻訳され、日本社会と法を研究する海外の研究者にも、広く知られるようになった。

そうした海外の研究者は、昭和49(1974)年に日本の商社がオーストラリアから砂糖を輸入しようとしたところ砂糖の価格が変動して紛争に発展したという「オーストラリア砂糖事件」が、川島博士の指摘する日本人の法意識を典型的に反映した事件として指摘した。問題となった取引は、当時、日本市場を開拓しようとしていたオーストラリアのクイーンズランド州で、州政府が全面的に支援して、日本向けに砂糖が輸出されることになったというものである。クイーンズランド州の砂糖公社が輸出する砂糖を、日本の総合商社が製糖業者の窓口となって、5年の長期契約によって買い付けることになり、入念に契約書が作られた。ところが、翌年には砂糖の市場価格が国際的に暴落し、契約書で決められた価格では、輸入側の日本企業に大きな損失が発生することになった。将来にわたって膨大な赤字を出し続けるような取引をするわけにはいかないと行って、日本側は契約の見直しを求めたが、輸出側の砂糖公社はこれを拒絶して、トラブルになった。東京湾には、引き取り手のない砂糖を積んだ貨物船が10隻以上も投錨^{とうびょう}する事態になったそうである。

この一件は、海外の文献の中では、日本では法や契約の意義が理解されず、日本社会の中で契約が重視されていない証拠としてしばしば挙げられる。しかし、昭和40年代末とはいえ、オーストラリアとの間で、詳細な契約書を作成して開始された取引にあたって、日本企業が契約は重要な意味を持たないと考えていたとは考えにくい。その一方で、国際的な価格の急落を見て、関係者がパニックに陥ったことは、容易に想像できる。契約の見直しを求めた日本側の意図を正確に表現すれば、契約書に書かれている内容の認識はあり、それが拘束力を持つことは十分に認識しているが、そうであればこそ、契約(法)の世界の外側で、輸入者側の苦しい事情にも配慮してほしいという要望だったのではないか。実際に、紛争の過程で日本の総合商社の社長は、「本来は契約を履行しなければならないかもしれないが、[日本側は]このまま引取りを続けたら倒産してしまう」と述べていた。

そうだとすれば、この事件は、契約(法)は文言どおりに守るべきものか、状況に応じて柔軟な対応を予定したものか、という「法意識」に関する日本人と西洋人(オーストラリア人)の違いから生じた問

題ではないであろう。むしろ、契約だけで取引関係のすべてを割り切ってしまうてよいのか、契約は契約として、それとは別に取引相手に対する配慮などはないのか、という点に対する感覚のズレが紛争をこじらせたのではないかと想像される。これは、言いかえると、社会の中で契約(法)という仕組みが意味を持つ範囲が、両国の当事者の間で一致していなかったということである。これを、社会の中で、行動のルールが法にゆだねられる領域の問題、やや短くして「法の領域」の問題と呼ぶことにしよう。

「法意識」という表現は、文化論につながりやすい。特に、現在のように日本を訪れる外国人が多くなかった昭和の時代には、欧米の研究者にとって、日本がミステリアスな未知の社会に見えることも少なくなかった。そのためもあって、日本人と法の関係は、日本の文化と結びつけて語られがちであった。

文化は地域や民族と深く関係するが、法意識と見えたものが、実は「法の領域」の違いであるとすれば、それは社会の仕組みの問題になる。社会の仕組みは、国や地域だけではなく、経済的、あるいは技術的な前提により異なってもおかしくない。デジタル技術が広く浸透した社会では、それ以前のアナログな技術を前提とする社会と比べて、「法の領域」が違ってくるといことは、十分に考えられる。デジタル技術の下で「コードが法に代わる」という現象は、そのような意味で、技術的な前提の変化により、「法の領域」が縮小していくということを意味しているのである。

②

(注) 潜脱 法の規制を逃れること。

問 1 下線部①について、「コードが法に代わる」とはどのようなことか、またそれにはどのような問題があると述べられているか、本文中の具体例を要約しながら、200字以内で説明しなさい。

問 2 下線部②に関連して、法による規律と、コードによる規律とでは、いずれが有効と考えられるか、本文で紹介されているもの以外の具体例を自分なりに挙げながら、あなたの考えを400字以内で述べなさい。